目　次

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 3
３．出席議員 …… 3
４．説明のため出席した者 …… 4
５．事務局職員出席者 …… 5
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 6
７．日程第２　会期の決定 …… 6
８．日程第３　議案第51号～議案第55号 …… 6
９．提案理由の説明 …… 7
（１）議案第51号（中野市民福祉部長） …… 7
（２）議案第52号（池田総務部長） …… 8
（３）議案第53号（池田総務部長） …… 9
（４）議案第54号（中野市民福祉部長） …… 10
（５）議案第55号（中野市民福祉部長） …… 11
10. 質　疑 …… 12
11. 討　論 …… 12
12. 採　決 …… 12
13. 閉　会 …… 13

５月１９日(月曜日)

平成20年（第２回）山鹿市議会５月臨時会会議録

議　事　日　程

平成20年５月19日（月曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第51号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）

議案第52号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）

議案第53号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第54号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第55号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第１号）

―――――――――――――――○―――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――○―――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	平井光臣君
２番	北原昭三君
３番	芹川正美君
４番	藤原　豊君
５番	立山秀木君
６番	立山　隆君
７番	原　徹君
８番	平井邦廣君
９番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君

13番　森川昭彦君
14番　川野　功君
15番　古荘克郎君
16番　島田節男君
17番　森　芳顕君
18番　家入憲隆君
19番　横手啓介君
20番　高野誠二君
21番　藤原　弘君
22番　森　久雄君
23番　西牟田　長君
24番　太田黒鐵郎君
25番　丸山寛治君
26番　寺崎勇児君
27番　高口功二郎君
28番　山口晋正君
29番　古田信助君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中　宏君
総務部長	池田永実君
市民福祉部長	中野　力君
農林部長	松永道郎君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	有働郁夫君
環境部長	藏原榮一君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
農林部次長	冨田弘海君
商工観光部次長	永田義文君

水道局長	宮本榮次郎君
会計管理者兼会計課長	北井孝範君
税務課長	本多隆文君
いきがい推進課長	小川啓司君
国保年金課長	奥村正文君
農林企画課長	戸次由夫君
商工課長	大森健司君
建設課長	緒方淳一君
病院管理課長	田上信博君
監査事務局長兼選管事務局長	川崎美明君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君
書記	森　英州君

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

ただいまから平成20年（第２回）山鹿市議会５月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（高野誠二君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、吉本政幸議員、池田誠一議員を指名いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（高野誠二君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　議案第51号～議案第55号

○議長（高野誠二君）

日程第３、議案第51号から議案第55号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議案第51号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）

議案第52号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）

議案第53号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第54号　専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第55号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第１号）

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

おはようございます。

議案第51号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正が平成20年３月４日に行われ、同年４月１日に施行されたことに伴い、重度心身障害者医療費助成にに関する条例の一部を改正する必要が生じ、その措置に急施を要するため、地方自治法第179条第１項の規定により、平成20年３月31日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

今回の改正の内容は、老人保健法の一部改正により、後期高齢者医療制度が創設され、その根拠法律名を高齢者の医療の確保に関する法律とするものであります。また、現行制度においては、医療機関での保険診療等が助成の対象でしたが、今回、柔道整復師、はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧師の施術に係る療養費を助成の対象に追加するものであります。

３ページをお願いします。条例の一部改正の主な内容についてご説明いたします。まず、第２条は定義を定めたものですが、第２条表中、重度心身障害者の項は、第１号中、（以下、身障等級表という）を削除するものです。

次に、医療保険各法の項に（７）として、高齢者の医療の確保に関する法律を追加し、同条表中、医療費の項は柔道整復師等の施術に係る療養費を助成対象に追加したことに伴い改めるものであります。また、一部負担金の項の、「及び老人保健法の規定により、医療の給付を受ける者が負担すべき額」を削除するものであります。

第３条は、助成対象経費を定めたもので、同じく助成対象を追加したことに伴い、「通院及び訪問看護」を「入院外」に、「診療分」を「診療または施術分」に改めるものであります。

同条第２項中、及び第４条第１項中の改正については、条文整備を行うものであります。

附則としまして、この条例は平成20年４月１日から施行し、経過措置としまして、

改正後の第２条及び第３条の規定は、この条例の施行の日以後の診療または施術に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

議案第52号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、平成20年度税制改正に伴い、地方税法の一部を改正する法律が平成20年４月30日に衆議院において再可決、同日公布され、公布の日から施行されたことにより、山鹿市税条例の一部を改正する必要が生じました。その改正措置に急施を要するため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、４月30日に専決処分をしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。なお、改正内容の説明に当たりましては、文言等の整備、引用、条項移動に伴う整備を初め、改正が非常に多岐に及んでおりますので、その中の主な改正点についてご説明をさせていただきます。

まず１点目としまして、３ページから４ページの中段にかけての改正は、公益法人制度改革に伴うものであります。民法第34条の規定に基づく社団法人、財団法人の公益法人制度を廃止し、新たな仕組みとして新法の規定に基づき設立されることになります一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人の、４法人に対する均等割の税率について、最低税率を適用するものであります。なお、現行民法に基づく公益法人は、５年間の移行期間があり、この間は特定民法法人として現行公益法人と同様の扱いとするものであります。

２点目としまして、４ページ下段から６ページ中段にかけての改正は、寄附金税制の拡充に伴うものであります。一つは、寄附金控除の適用対象に新たに追加するもので、所得税の寄附金控除の適用対象として、地域における住民の福祉の増進に寄与するものと限定するとともに、その指定の範囲を定めるものであります。さらに、控除額の算定に当たっては、控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除税率を定めるとともに、控除対象限度額の引き上げ及び寄附金控除の適用下限額の引き下げを行うものであります。

二つは、いわゆるふるさと納税と称されるものですが、都道府県または市区町村に対する寄附金について、当該寄附金が5000円を超える場合の額に応じて、県民税、市民税から限度額の範囲内において、それぞれ税額控除をするものです。なお、本

改正は平成21年度分以降の個人住民税について適用するものであります。

３点目としまして、６ページ後段から８ページにかけての改正は、個人住民税の公的年金から特別徴収制度の創設に伴うものであります。特別徴収の対象者を当該年度の初日に、老齢基礎年金等を受けている65歳以上の公的年金等の受給者であって、老齢等年金給付の年額が18万円以上である者など、その他法令等で定めるものとするとともに、特別徴収の方法を定めております。

４点目としまして、11ページ後段から12ページにかけての改正は、上場株式等の軽減税率の廃止に伴うものであります。上場株式等の譲渡及び配当所得については、10％軽減税率を廃止し、平成21年度以降は20％、内訳としましては、所得税15％、市民税３％、県民税２％とするものです。ただし、平成21年から平成22年までの２年間は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円以下、上場株式等に係る課税配当所得が100万円以下については、改正前の住民税の軽減税率を適用することとしております。

５点目としまして、16ページから22ページにかけての改正は、省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の軽減措置の創設に伴うものであります。平成20年４月１日から平成22年３月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った住宅について、翌年度分の税額から３分の１を減額するものであります。なお、本改正条例の施行期日でありますが、改正が多岐にわたっておりますので、原則公布の日から施行しておりますが、事柄によって別途施行期日を定めております。

以上、説明を終わります。

続きまして、議案第53号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案も議案第52号同様、地方税法が改正されたことに伴い、山鹿市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じ、その改正措置に急施を要するため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、４月30日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

その改正内容は、１点目としまして、課税標準の特例措置の縮減合理化、並びに非課税措置及び課税標準の特例措置適用期限の延長されたことに伴い、引用する項番号に移動が生じたため、改正をするものです。

２点目としまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業等を実施する路線において、取得する一定の家屋及び償却資産について、所要の措置が講じられたことに伴い、引用する項番号に移動が生じたため、改正をするものです。

３点目としまして、公益社団法人または公益財団法人が所有する文化財保護法に

規定する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用途に供する家屋及び土地について、課税標準を平成22年度までの各年度分に限り、価格を２分の１とする課税標準の特例措置が新たに加えられたことに伴い、引用する項番号に移動が生じたため、改正をするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は原則公布の日から施行しておりますが、事柄によっては関係するそれぞれの法律が施行の日から施行するものでございます。

以上、ご承認を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

議案第54号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成20年４月30日に公布、同日に施行されたことに伴い、山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により、平成20年４月30日付けをもって専決処分をしましたので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

以下、条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。３ページをお開き願います。

第６条及び第24条の改正は、平成20年４月１日から始まりました後期高齢者医療制度へ国民健康保険を被保険者から移行された方、これを特定同一世帯所属者と規定しておりますが、これらの方がおられます国保世帯につきましては、国民健康保険税の急な負担増とならないよう、世帯構成等が変わらなければ５年間、世帯別均等割額について、今までと同じように７割、５割、２割の低所得世帯への軽減措置が可能となるよう、また１人となる場合には、これを特定世帯と規定しまして、これも５年間、さらに半額にする条文を加えるものであります。

第６条第１号は、軽減措置がない特定世帯以外の世帯である平等割額を３万4300円とし、第２号は特定世帯の場合には、その半額の１万7150円と規定するものであります。

第14条第２項につきましては、条文整備に伴うものでございます。

第24条第１項第１号は、７割軽減に関するものでありまして、第６条で定めました世帯別平等割額から、特定世帯と特定世帯以外の軽減額を定めるものであり、（ア）の特定世帯以外の世帯については２万4010円の減額、（イ）の特定世帯については１万2005円の減額を定めるものであります。

同項第２号は、５割軽減に関するもので、先ほどの１号と同じく、（ア）の特定世帯以外の世帯については１万7150円の減額、（イ）の特定世帯については8575円の減額を定めるものであります。

同項第３号は、２割軽減に関するもので、同じように（ア）の特定世帯以外の世帯については6860円の減額、（イ）の特定世帯については3430円の減額を定めるものであります。

また、附則第８項から附則第18項については、特定同一世帯所属者を加える条文整備に伴うものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。適用区分としまして、この条例は平成20年度以後の保険税について適用し、平成19年度分までの保険税については、なお従前の例によるものです。以上、議案第54号の説明を終わります。

続きまして、議案第55号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、平成19年度の老人保健事業特別会計の決算見込みにおきまして、歳入が歳出に対しまして1530万円不足する見込みでございますので、地方自治法施行令第166条の２の規定に基づき、繰上充用を行うものでございます。また、平成19年度の医療費給付金等の確定に伴う精算返納金でございます。

１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1780万1000円を追加し、６億6345万5000円と定めるのでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。３歳出、（款）諸支出金、（目）償還金の補正額250万1000円は、医療費県負担金に対する前年度精算返納金でございます。

次に、（款）繰上充用金、（目）繰上充用金の補正額1530万円は、冒頭でも説明いたしましたように、平成19年度の決算見込みにおきまして、歳入が歳出に対しまして1530万円不足する見込みでございますので、平成20年度の歳入を繰り上げてこれに充用し、今回の補正予算に同額の繰上充用金を編成するものです。財源は国庫支出金及び支払基金交付金でございます。今回の繰上充用の主な要因につきましては、国庫負担金及び支払基金交付金が通常の交付率を下回って交付されたためによるものでございます。なお、この不足金につきましては、平成20年度に交付されるものでございます。

以上、歳入及び財源内訳についてご説明申し上げましたが、総括といたしまして、歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を５ページに掲載しておりますので、ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

この際、議案審査のため暫く休憩いたします。

午前10時22分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時37分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております全案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認め、よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（高野誠二君）

これより採決を行います。

議案第51号から議案第54号までの４案件を一括採決いたします。議案第51号から議案第54号までの４案件について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、４案件は原案のとおり承認されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第55号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

閉　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、今期臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成20年（第２回）山鹿市議会５月臨時会を閉会いたします。

午前10時39分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**高　野　誠　二**

山鹿市議会議員　**池　田　誠　一**

山鹿市議会議員　**吉　本　政　幸**